

医師及び医療従事者の働き方改革の推進に係る特別償却制度について（医療機器）

（所得税、法人税）

「医師は全業種の中で最も長時間労働の実態にある」ことを踏まえ、医師の働き方改革を進め、医師の健康を確保し地域における安全で質の高い医療を提供するため、2019年度税制改正において、医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について、特別償却ができることになりました。

特別償却とは、対象設備取得の初年度に普通償却費（定率・定額）に加え特別償却費を追加で償却できる制度であり、この特別償却割合を前倒しして減価償却費として計上できるというものです。

なお、この制度は2019年4月から2021年3月までに所定の手続きをして供用開始したものに適用できます。

【対象設備】医療機関が、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した特に医師の労働時間短縮に向けた医師勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの（未使用に限る）



【特別償却割合】取得価格の15%

例．個人もしくは12月決算の法人が9月に導入した場合

普通償却

×

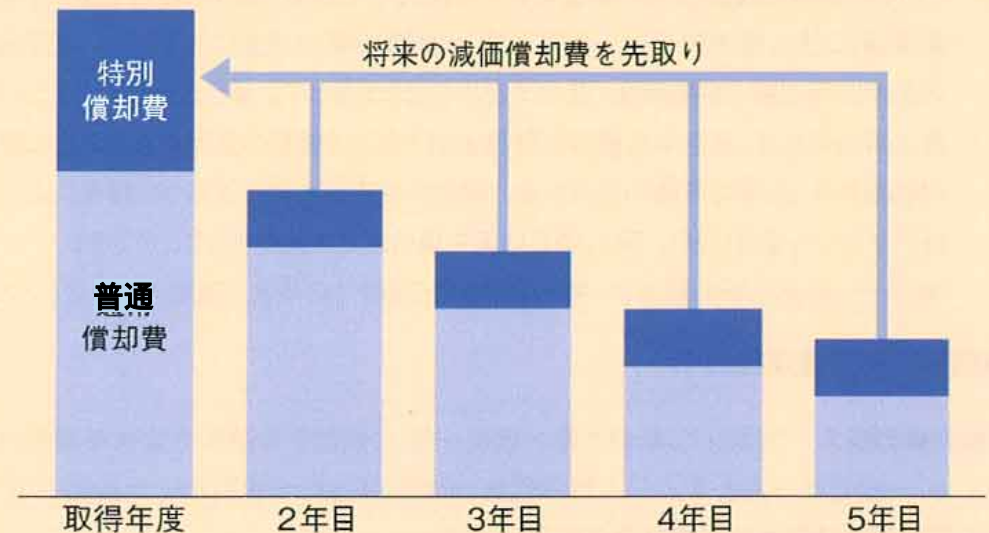
(9月から12月まで) = 4カ月
12カ月

+

特別償却(購入価額の15%が加算)

上記を初年度に前倒して計上

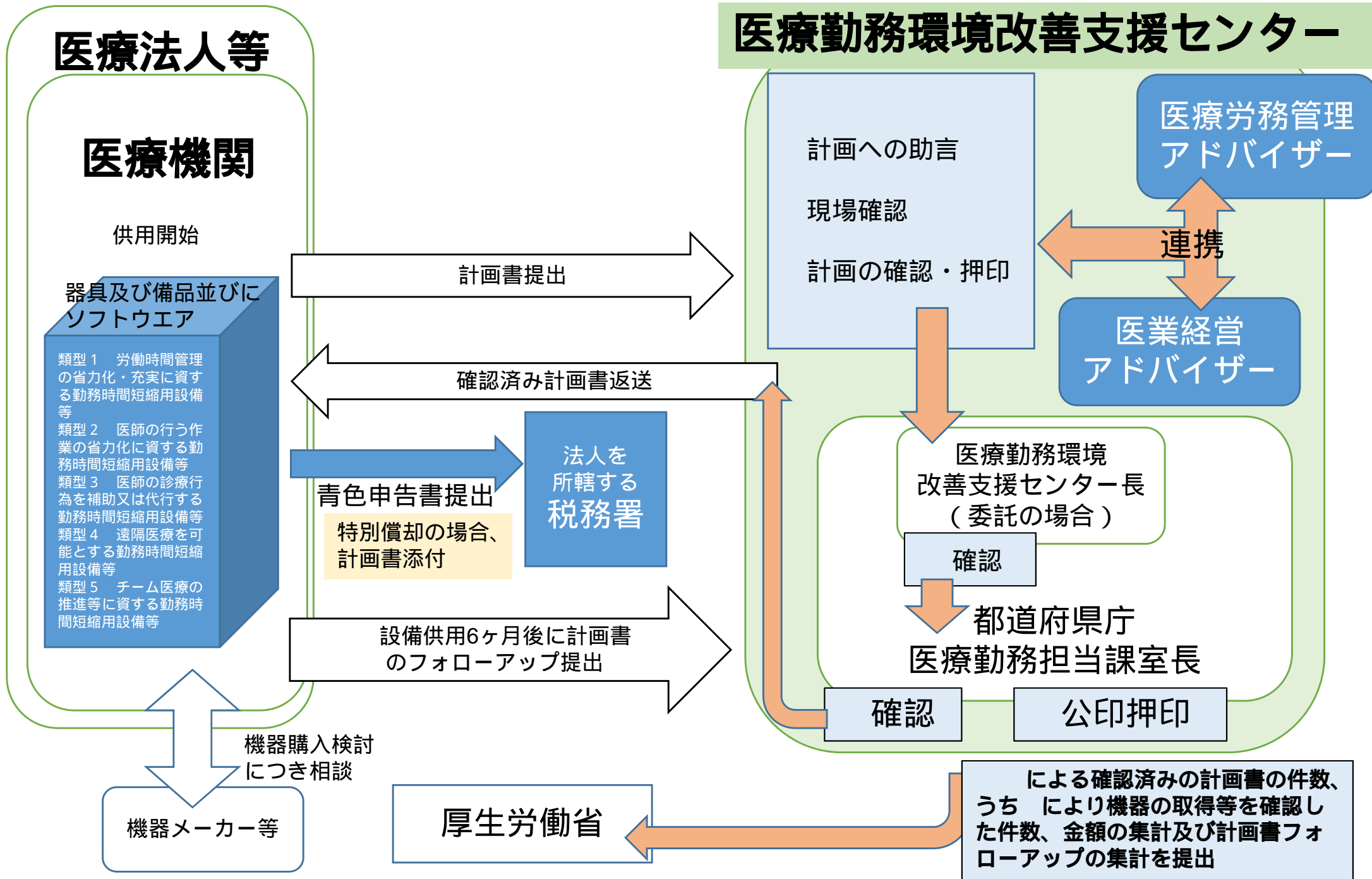
定率法を前提とした特別償却のイメージ図



※購入月により普通減価償却額の計算が変わりますが、特別償却は購入月に関わらず15%償却することができます。

働き方税制 業務フローイメージ

< 都道府県・勤改センター向け資料 >



働き方税制 医療機関の青色申告フローイメージ

当該法人の事業年度が4月1日～3月31日の場合

原則決算後2ヶ月以内に
青色申告

3 / 3 1

4 / 1

2019年

医療勤務環境改善支援
センターへ相談

計画策定
センターへ提出

センター（都道府県）
による計画書の確認

機器等供用開始

計画策定
センターへ提出

3 / 3 1

4 / 1

2020年

センター（都道府県）
による計画書の確認

税務署へ提出

計画書写しを添付
2019 財務諸表に合わせ

機器等供用開始

3 / 3 1

4 / 1

2021年

税務署へ提出

計画書写しを添付
2020 財務諸表に合わせ

【機器購入が事業年度
をまたぐケース】

「機器等供用」はセンター（都道府県）による計画書の確認後に行い、
特別償却の対象年度内に実際に供用開始する必要

個人の場合は前年12月末までの1年間に係る青色申告を3 / 15までに行う

原則決算後2ヶ月以内に
青色申告